

# 第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 ( 会 議 録 )

日時：平成20年8月21日(木)  
午前9時30分から  
場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 小委員会の運営について 公開・非公開について

### 5 協議事項について

(1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

(2) 新市基本計画（第9章）について

(3) 次回の検討事項について

### 6 その他

#### 確認事項について

第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

### 7 閉 会

## 第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	小島 利春	8. 委員	下別府 明
2. 〃	松元 朝則	9. 〃	坂下 実千代
3. 〃	入佐 廣登	10. 〃	竹之内 昭一
4. 〃	淵上 貞継	11. 〃	瀬戸口 美智子
5. 〃	種子田 與市	12. 〃	赤崎 峯雄
6. 〃	坂本 新平	13. 〃	見越 南州男
7. 〃	西岡 長成		

( 事務局 )

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	〃	楠元 いず美

( 専門部会・分科会・市町担当者 )

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	高原町まちづくり推進課長	高妻 経信
総務専門部会長	殿所 多美雄	高原町総務課長	横山 安博
財政分科会長	山口 恭史	高原町総務課係長	末永 恵治
小林市地域振興課長	井上 晃吉	野尻町総務企画課長	内村 明生
小林市企画調整課係長	森岡 康志	野尻町総務企画課主任主事	吉村 和仁

( 欠席者 )

なし

以上 ( 敬称略 )

事務局	<p style="text-align: center;">午前9時30分開会</p> <p>ご案内いたしました時間にあと30秒ほどでございますが、ただいまから、第7回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。</p> <p>まず初めに、本日の出席委員数は13名です。小委員会設置規程によりまして、3分の2以上の出席ですので、会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここで入佐委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、改めまして皆さんおはようございます。委員長の入佐でございます。お盆もあっという間に終わってしまいまして、今、テレビ等で高校野球もありまして、また北京オリンピックも最中でお盆を過ごされたのではないかと感じております。また余談になりますが、ジャマイカのボルト選手が驚異的な世界の記録を200メートルつくっておりますが、まだまだ若いですので、次回期待できるかなと思いついておりました。</p> <p>今日は、第7回の我々の小委員会ではありますが、前回持ち帰っていただきました地域自治区の区長設置の件について一人一人お聞きいたしましたわけでございますが、今日はそのある程度のところを決めていただきたいなと感じておるところでございますが、各皆様方の忌憚のない御意見を出していただきまして、きょうの会議がスムーズに進みますようによろしくをお願いいたしまして、簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、ここからは、小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方で議事を進行してまいります。</p>
委員長	<p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名委員につきましては、議長が指名することになっております。本日は、小林市の坂下実千代委員をお願いいたします。あと私、入佐が署名いたします。</p> <p>次に、会議の公開についてありますが、小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし、委員の半数以上の御賛同があるときは非公開とすることができると定めてあります。本日は公開とするということでご異議ありませんか。</p>
委員長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本日は公開とすることにいたします。あわせて、会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>早速、協議に入りたいと思います。まず初めに、協議事項（1）高原町、野尻町域の地域自治区組織についてを協議をいたします。</p> <p>資料2ページ、5番の地域自治区の区長の選任から、8番の区長の権限までにつきましては、前回の協議の中で、委員お一人ずつご意見をお聞きしてまいりましたが、区長の選任等につきましては、区長を一定期間に限り設置するというご意見の方と、区長は設置せず事務所長を置くというご意見の方に分かれておりました。委員の皆様にお互いに譲歩する余地がないかについて、再度持ち帰っていただきました。本日は小委員会として最終確認をさせていただくこととしたところであります。</p> <p>本日、後ほど新市基本計画（第9章）についても提案をいただく予定でありますので、地域自治区につきましては、午前11時を目処に協議を終了いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、副委員長の方から申し出がございましたので、暫時休憩をさせていただきます。</p>

委員長	<p>午前9時34分休憩～午前9時59分再開</p> <p>それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。ちょっと時間が経ちましたけれども、ご苦労さまでした。</p>
種子田委員	<p>それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、資料の2ページの5番の地域自治区の区長の選任であります。前回、持ち帰っていただいて、それぞれ意見をお聞きしたわけですが、再度3回を迎え、もう同じことの繰り返しになるかと思いますが、再度1人ずつご意見をお聞きいたしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。</p>
委員長	<p>委員長、委員長、提案ですが、意見聴取でしょう。野尻と高原の委員から先に意見を聴取してください。</p>
種子田委員	<p>はい。わかりました。</p> <p>皆様のご意見を拝聴します。その上で判断します。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしてください。</p>
委員長	<p>今、ただいま野尻、高原の意見の方を先に聞いていただきたいという意見でありましたので、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、淵上委員の方からよろしくお願います。</p>
淵上委員	<p>野尻の淵上です。ずっと私は、この協議会がここで合併をずっと同じことをお願いをしているところですが、その繰り返しになるかと思っておりますけれども、私の考えをちょっと再度お話をしたいと思っております。</p> <p>いつも申しますとおり、合併によりまして長い歴史のある町がそれぞれなくなるわけですから、そういったことでサービスの低下とか、それやら周辺地が寂れるようなことは、住民は大変不安を抱いていらっしゃるということです。そういった不安を少しでも不安に対して配慮をするとともに、今後、地域に精通した代表者、これはここで決まっていけばもちろん市長の方で任命されるわけです。そういった方がそれぞれの地域、まあ野尻と高原ですけれども、意見を反映させながら、やっぱり今後のまちづくりをやっぱり進めることが一番肝要ではないかというふうに考えているところです。もちろんそれについては、行財政改革、十分私も理解しているところですが、区長を置いていただければ、その給与については、私は、今後の新市まちづくりのための必要最低限の経費でやるととらえているわけです。そういったことで、ぜひ区長——区長をお願いするというところで考えているところです。</p>
委員長	<p>以上です。</p> <p>見越委員、お願いします。</p>
見越委員	<p>私も、今、淵上委員からありましたようなことで、全く同じでございます。</p>
委員長	<p>次、瀬戸口委員。</p>
瀬戸口委員	<p>財政面等から考えると、全くいらなくなる経費が、またさらに使ってくる形にはなるんですが、ただ自治協議会ですとかまちづくり推進委員会というのがうまく機能してくるのが一番理想なんですが、それが最初からうまくいくかどうかというのは、やりたいけどそれはまだわからないことなので、最初、区長さんていうか、一般職員の方がその区長、事務所長をされるというなら、区長さんという特別職を置いて軌道に乗るまでやってみるのがいいんじゃないかと思っております。</p>
委員長	<p>竹之内委員、お願いします。</p>
竹之内委員	<p>私は、基本的には反対です。置くことに反対であります。なぜなら長期的にみた場合、2年——この区長制度を、特別区長制度を置くということを2年とか4年という議論になるだろうと予測しているんですけれども、その中で2年後ということにもしなったときに、その不安というのは、やっぱり2年後には同じ形でできてくるんじゃないかと考えております。その中で、やはり早く一体感を出すためには、そういう制度をなくして、やっぱり地域を流出したまちづくりをするということが基本ではなかろうかと思っております。</p> <p>それで、財政面もさることながら、この問題はやはり将来どうなるかということ</p>

委員長  
赤崎委員

をいち早くそれに向けて取り組まないと、2年遅れることでまた大きな弊害も出てくるんじゃないかと考えております。

それで、基本的には、例えばその区長制度を置くにしても、区長に対して、権限を財政的に、これは皆で話し合ってもらって、1億円ぐらいの財政の予算的な自由裁量で賄えるような予算措置をしてもらえればこれは意味があると思いますけど、現在のままでは難しい問題だろうと思いますけれども、それが無い限り、やはり置いても大した効力は、大した権限はないんじゃないかと予測しています。

以上です。

それでは、赤崎委員。

いろいろ思う部分があるんですが、やはり僕が今こう考えたなら、3月19日の2町の態度決定、そして3月21日の小林市の議会の英断、そして4月1日のこの場面の発足というような非常に重い節目をずっと踏まえてやってきたということですよ。

そして、特に4月1日は、今フィードバックしてみますと、特に調整の原則の中で6項目を確認してまいりましたが、その中で先ほども出ました、竹之内委員も今おっしゃいましたように、速やかな一体性の確保という問題が出てまいりました。健全財政の確保、まさしくこれは松元委員の大事に温められておる主張点でもあります。そして3番目に、事務事業の見直しというようなことで、最大期間3年間の移行期間もって早急な一本化に向けて頑張ろうという事務局も含めた構想の確認もなされておるわけでございますし、特に6万弱の新市が誕生するであろう予測のもとで、そういった住民サービス、福祉のよりよい向上に向けてという課題も確認してまいりました。さらには負担行為への原則、行政格差の問題、特に編入される——言葉上からくるイメージで編入されることについて、感情的な心情的なすっきりしない部分が2町の住民の中には追いかぶさっているのかな、そういうふうな感じがせんでもないときに、この辺の問題、非常に大事なことだと思っております。

さらに、新市移行におけるサービス、負担の軽減等々、そして週末に文言表現「激変緩和の措置」という非常に重い意味を含めた言葉で文章をけじめをつけておるところでございますので、この激変緩和の措置という意味の大きさ、重さを我々は住民の代弁者として受けとめていかなければいかんと、そういうふうにご考えております。

すなわち、この6項目の中には、昭和40年、それから平成17年3月、そして現在の新法に至るまで、一貫して3つの視点であります行政の広域化、そして自主的な合併の推進、そして合併市町村に対する建設に向けての行政支援、国家支援というようなことがその中にうたわれているときに、この6項目が極めて適切な6項目の位置づけでなされてきたと、そういうふうにご考えておるわけですよ。

そういう意味で、合併問題は決して目的ではなく手段であるんだと。あくまでも住民の信頼と期待を担って、首長及び議員に身を置く関係議員の卓越した見識と政治理念に基づいて、高潔な指導力と政治的判断、かつ責任において、その指導力、あるいはリーダーシップ、あるいは時としてフォローシップを存分に発揮していただくことによって、この新制小林に向けての市民全体に対する指導力が輝いて僕は移ってくるだろうと、そういうふうにご考えておるわけですよ。したがって、最終的には、1市2町の枠を超えた首長、議員相互の共通理解を踏まえていただきまして、我々その追従する2号議員という立場から、そのことを暗に期待しながら臨んでおるところでございます。

ぜひそういう意味で、特に時間も残されていない今の現状の中で、そういったことを十分踏まえていただいて、委員長を中心としてのよりよい結論を採決ではなくして、話し合いの中で結論に導いていただきたいということです。

なぜ僕がここまでこだわるかと言いますと、いろんな全国、あるいは地方自治体の合併に関する住民の意識調査というのがあるわけですが、どの調査を見まして

<p>委員長 小島副委員長 赤崎委員</p>	<p>も、最終的に通った傾向としては、「賛成である」「どちらかといえば賛成である」というのが大体60%から80%という傾向で共通的にできておるわけですね。その反対に「合併は反対である」「合併はわからない」、無回答、大体これが30%から40%弱という形で出てきておるわけです。恐らくこれは、関係1市2町の調査でもこういうことが出てくるのは間違いないわけですが、僕は特にこの2番目の方の40%に近い人たちの心情を思うときに、特にこのことについては、時間をかけてお互いが理解し合いながら、知恵を出し合いながら、そして難しい問題ではあるけれども、ここを乗り越えていくことが、我々に課せられた、少なくともこの場面に足を運んでいる委員の責任であろうとそういうふう考えているところでございます。ちょっと時間をとりましたが、お許しください。</p> <p>よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>結論は、置いた方がいいということですか。結論がちょっと不明です。</p> <p>そういう意味で、代名詞としての区長職員は当然置くべきだと思いますね。なぜならば、高原にしても、野尻にしても、小林においても、明治22年という原点に立ち返ったときに、119年という歴史がそれぞれあるわけでしょう。この119年ですか、118年ですか、この持続した歴史の背景というのには、やっぱり我々が軽々に無視できない部分があるだろうと思うんですよ。だからそういったことは、やっぱり情情的にも具体的に受けとめていく。その措置として、行政の首長として職を担ってこられた先達の皆さん方も含めて、その声の一端を担うべき区長を今後移行措置の期間、置くべきだろうと。これは誰を置くということは別なんですけど、それに相当する地域住民の信頼と負託を担える相当職に値する人物を置くべきだろうと、そういうふう考えるわけです。それは一過性の措置であるというけれども、その一過性の措置の中に、僕が今まで主張したことの解消の手立てあるんじゃないだろうかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 種子田委員</p>	<p>それでは、種子田委員、よろしいでしょうか。</p> <p>基本的には、事務所長でもよろしいという感触は持っておりますが、ただ、皆さん方の御意見を拝聴したときに、意見が真つ二つに割れる恐れがあります。したがって、これで合併が成就しなければ、やっぱり我々委員としても責任が問われそうでありまして。したがって、最終的には、やっぱり条件申し上げますので、野尻、高原の皆さんもそれをのんでいただき、方向づけをわかっていただきたい。</p> <p>例えば、具体的に申し上げます。区長を置く場合、2年間という限定をさせていただきます。意見を申し上げます。以上です。</p> <p>まあいろいろ申し上げたいことはあります。過去の2年前の合併の経緯も知っておりますので、それを言うと野暮になりますので言いませんけど、ただ今回、これが外れますともう恥さらしですよ、お互いが。そういうことです。</p>
<p>委員長 坂下委員</p>	<p>一応置くということで、2年間ということではありますが。それでは、坂下委員、よろしくお願ひします。</p> <p>前から言っているように、財政のことがネックになって申し入れられた合併だと思うので、基本的には区長職でいいというのが私の本来の意見なんですけれども、平行線で進まない。覚悟を持って小林に申し出されたはずだからというのがすごくあるんですが、もうこの今度の合併を逃して、もし決裂したとしたら、本当に小林市もですし、野尻、高原の住民の皆様にも非常に申し訳ない話だと思うんですね。ですから最終的には議会を通すわけですけれども、議員の皆さんにもそれだけの覚悟を持ってやっていただいているはずなので、本来なら、財政上なくてもいいと思うのですが、2年間という期限で。</p>
<p>委員長 下別府委員</p>	<p>わかりました。それでは、下別府委員。</p> <p>私も、前は事務所長ということで、今皆さんがおっしゃられるように、譲歩というか、そういう形で言いますと2年に限って、ってなるんですけども、やはり市民代表という立場において、財政改革という部分で合併を皆さん望んでいると思</p>

委員長  
松元委員

いますので、先ほど言われるようなまちづくり協議会の組織が十分機能するような、そういった人材の事務所長職、人材を充てることで補ってもらうということで、事務所長ということで考えています。

松元委員、お願いします。

私は、一番この第1回目の小委員会で言いましたけれども、これからの自治をどうするのかということが、最大の今回の小委員会の最大テーマだったもので、そのところを私は申し上げます。これは、須木との合併もいろいろな問題等もそれを反省しなくてはいけない、あるいは教訓化しなくてはいけないという点を頭に置きながら、私はこれからの合併の、そして今日まで私、小林市議会の、私は総務委員会に所属していますが、そしてなおかつ行財政改革委員会の委員長をさせていただきました。

その中でもいろんな議論を私は積み上げてきた中で、この小委員会に臨んできたんですね。いつも財政問題を言っているとおっしゃるかもしれませんが、私は今日までそんなに無駄な議論はしていないと思うんですね。ただ、大事なことは、どうも現実のその長を置くということだけで、どっか代表でもそろえたらというお話なんですけれども、一応そういう問題で済まない。本当に実務に当たってる方もいらっしゃると思いますけれども、今日初めて財政シミュレーションが出てくるんですね。初めて。まあいろいろと問題があったんでしょう。でも私はそれをもっと早く出してほしかった。私たちはなぜ合併しなければならないのか。小林市であれ高原町、野尻町であれ、今日私たちがおかれた財政問題ですね。そういう財政問題を抜きにしたら、自治体というのが存続しづらい、していかないと、そういう局面に差し掛かっているからこそ合併することによってその効果を発揮しよう。このところはみんなそうお考えになっているわけですね。そこで合併しましょうと、編入でも結構ですから、小林市さんぜひお願いしますとそうおっしゃったにもかかわらず、いろいろ議論をしていくと、いや何とかして既得権を守りたいというのが見え隠れをしているようです。私は率直に申し上げます。そういう議論をしていたものですから。

そういう自分の既得権とか、そういうのは、何とかまあ1年2年ではないかとか、あるいは3年4年ではないかとか、そういうお考えがもしあるとすれば、この合併の当面的な考え方は間違いだらうと考えております。これからずっと続くであろう我々西諸地域というのは、皆さんこれだけ格差が広がってきて、ただ単に職域の格差だけでなく、もうあらゆるところで格差が広がってきていますね。まだこれが広がってくる。そういうのをずっと長期展望に立ったときに、本当に今2年という話も出てきていますけれども、特別職を置くことが本当にそんな重要なのかな、私は事務所長で十分その機能を発揮できる。

これは、先ほど言いました総務委員会、私の所属する総務委員会ないし、行財政改革等調査特別委員会の先進地の視察もしてきました。私はその中で一定の小林市的な、西諸的な合併の中でどういう判断をすればいいのかと、私はやっぱり今後は厳しい財政事情を見据えながら、事務所長が新たな職体制として位置づけられていくことによって、一元化をきちんとしきる。そのことでしっかりしたまちづくりの推進につながっていくだろうと。

恵那市に行きましたけれども、また恵那市の例を出しますけれども、恵那市は事務所長がいて、さらに地域協議会があります。これは地域自治区ですね。協議会があります。その下に実行部隊としてのまちづくり推進委員会、あるいはまちづくり協議会なるものが校区ごとに設置をされます。これがしっかり結びつかないと、私たちはこの恵那市の合併した意味はないと思っています。それは、皆さん方がおっしゃっていますように、つくったからすぐそれが機能するとは私も限りません。その2年間の間だといろいろおっしゃっていますけれども、私はこのまちづくりというのは、今では区長という自治組織の中でやられてきた、むしろ行政の機能をうまく利用してきたといえますかね、そういう関係であります。しかし、そうい



う関係をこれからは私は成立しない、スムーズにいかないと思っていますから、やっぱり私は一番最初に主張したのは、自治区があって、そこにこの事務所長で私はいいと思っていますから、その事務所長、そして地域協議会、そしてまちづくり推進委員会なるものでしっかりつながっていく。これが私としては、市民に対する、あるいは町民の皆さん方々に対する説明をきちんとしながら、このまちづくりをやっていくと、私はそういうふうに思っています。そういう共通理念に立って、私はずっと今日まで意見を出してきたつもりです。

ところが、私はあえてこれをまた申し上げますが、壊すようなことを言うじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、もともと合併を一旦解消されて、また今後ぜひ合併を小林市さんやりましょうと、してくださいと小林市に投げかけられたわけですよね。そして8項目の確認事項、最初提示をいたしましたよね。この確認事項の8項目の中には、ものすごい意味が私は詰まっていると思っています。

そういう中にもかかわらず、野尻さんと高原さんが事前に主張をされまして、もう一つの小委員会の議員定数は在任でいくんだとそういうふうなことを言われてますよね。こちらの私たちの小委員会の今一生懸命やっております地域自治区の位置づけについては特別職を置くと、そういうことをおっしゃいますと、そもそも合併というのは何なんだろうかということをおしは根本をとりなおさざるを得ないと。あえて言わせていただきます。

そして、一昨日ですか、ちょっと聞いた話では、よく真意がわかりませんが、野尻町さんは、6月議会で町長さんの提案で、参事という役職を置かれたわけです。そもそも、この参事を置くということは一体全体何なのかと、私は、ちょっとうがった考え方をしますと、どうも合併を念頭に置いてちょっと考えられたのかなと。そういうのを事前にやっぱりやるというのは、合併協議会に私は少なからずも影を落とすんじゃないのかなという私は懸念を感じます。もっともとお互いに、これからの歩むべき姿をどんなふうにしていこうかということで議論しなくちゃいけないのに、そういうのが聞こえてきますと、ちょっと残念だなという気がしています。私は十分、事務所長でその任務は当たれると。ただし、さっき言いましたこの一つの自治の組織をしっかりつくり上げていくということが肝要だろうと思います。

それでは、西岡委員お願いします。

松元委員さんのおっしゃることは、十分ご理解できることだと思っております。今こうして考えてみたときに、3年前を思い出してみても、本当に合併に対する不安はもう十分ありまして、きめ細かなサービスがいかないとか、合併してどうなるんだろうとか連帯感がなく地域社会の形成がうまくいかないんじゃないかといういろんな不安の中に合併をした経緯がございます。

合併をして、まず地域協議会というのができました。うちは区長制度がありまして、地域協議会が今2年ちょっと経ちました。その中に地域協議会が本当に機能始めるまで1年半ぐらい経ちました。どこにも教科書がなく、本当に何をしたいんだろうかという意見発表会みたいな感じで最初は進んだんですけども、区長次第で、その地域協議会を生かすことは十二分にできると思います。事務所長の場合は、市に対する発言力が少し弱いんじゃないかと。区長さんの場合は、それだけ代表、市町村長さんがうちはなったわけですけども、それだけアピール力があるということで、安心していろんなことを相談することができたんじゃないかなと思っております。

そういった観点から考えて、地域協議会という協議会とか、まちづくりが機能を発揮するまでは、最低でも1年ぐらいかかると思っております。それが機能するまでの間でも、区長職は必要じゃないかなと今思っているのが現実です。

以上です。

それでは、坂本委員、お願いします。

西諸は一つという言葉ができたのがもう平成何年でしょうかね。もう10何年以

委員長  
西岡委員

委員長  
坂本委員

上前になるんだろうと思いますが、その頃から、やはりこう西諸は一つにならなきやいけないんだというのは、それはもう既に民間ですかね、経済界ていうのか、もうそういうところでは、もうそういう市町村の枠はもうないんだと、もう県を超えて、あるいは県を超えてていうても遠くなりますが、もうそういう時代を迎えているということで、ぜひその町が一つになってほしいという要望は非常に強いと。だから法人会にしても、もう小林法人会、全部を含めた法人会になっているし、あるいは観光も広域観光というそういう時代を迎えて、1市町村の観光ではもうやっていけないというようなことで、もっともっと大きい範囲の観光、そういう活動ですか、そういうのが始まっている時期なので、私は、その今また先ほどの合併のときにちょっと私も町を外れましたけれども、今こういう合併したいということを書いてくれたんだから、ぜひこの合併を実現したいという気持ちだけであります。

だから、編入合併ということで、まあ今までずっと協議会を見てきたら、小林市に合わせるというようなことがずっとあってうまくきたなど、やっぱり編入したいという気持ちがあるんだなということを私は思っていて、発言することもなく来ましたが、今回に限って、住民の不安というんですか、そういうことで区長を置いてほしいという要望が出たと。またそのほかに別の委員会が持っているような問題があると思いますが、できればお互いに妥協点をとって、そしてうまくしてあげたいと。できればもうない方がいいと。心を一つにするためのものだから、できれば早い時期にそれもなくなった方がいいと。事務所に代行できればいいということも私も思っております。それは経費削減というんですか、そういうことも含めてですが、だから当座2年間、区長さんを置いて、できれば速やかにそういう事務長、所長にかわるような手立ては我々もしていきたいと。そのためには、松元委員が言うような地区協議会ですか、そういうものがその間にしっかりと育ててほしいということを願っております。だから2年間に限って、区長職によって合併が進んでほしいという願いです。

では、小島委員、お願いします。

先ほど時間を割いていただいてどうもありがとうございました。今日の進め方の文章の中にも、前回もですが、譲歩するところがないのかということで、いろいろ私も副委員長でもあるし、小林市議会の副議長という立場から、それぞれの方々の意見を聞いたりしてまいりました。それで今日も、できればスケジュールは採決することになっておりましたので、できればこれは避けたいと、全会一致はないものかということで、それぞれの委員さんの意見を聞きながら臨んできているわけですが、全会一致がなかなか難しい——先ほど聞いたとおりであります、私どもは、私は議会の代表でここに来ておりますから、先ほど住民の意見ももちろん十分考えながら結論を出さなければなりません、最初のうちは自分たちの議会の中で、松元さんが言われたとおり、そういう行財政改革をやっているから、できるだけ無駄を省いて財政面を豊かにしようじゃないかということであります。

しかし、まあ立場もあります、そういった中で、ある程度横一線でも大変難しいし、そしてまた、そのそれぞれの考えの中で表決していいのかなという思いもありますが、そういうのをいろいろを含めた中で、昨日の小林市議会の全員協議会でも申し上げました。どういうあれで臨んだらいいのかなということを意見聴取しまして、譲歩するんであれば長期間は無理だよと、ただ2年間ぐらいは置いて、その後を事務所に賄っていくという方法でいいんじゃないかということで、それぞれの方々の意見を総合しての意見になりますが、そういう形で今回はいいんじゃないかなということ、まあ苦渋の選択といいますか、そういう形であります。

また、昨日は、正副議長会をそれぞれやりまして、それぞれ意見を述べさせていただきました、その中でやっぱり先ほど松元さんが言われた、私も議会の意見を集約してきてるんだと、絶対に譲らないということが恐らくそうであったらろうとは思いますが、しかし、僕は、今回の合併はやっぱり住民サイドを動かして合併になっていると思うんですよ、編入でもいいからということで。そこを考えるとそ

委員長  
小島副委員長

<p>委員長</p>	<p>れが不発になったらいかんということで、決断をしなきゃなりませんので、2年間置くと、2年間であとは事務所長でいいんじゃないかなというふうに意見を述べさせていただきます。</p> <p>それぞれ一人一人ご意見を伺ったところでありますが、同じことを繰り返しになりましたけど、今回の第1回合併協議会につきましては、協議会会議の運営規程及び申し合わせ事項によりますと、合併協議会は、案件を協議し、確認する協議機関であることから、表決の際に多数決を用いることは本来なじまないため、総意を持って確認することが望ましいとされております。全会一致をもって進めることが原則であります。しかしながら、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、合併協議に費やすことができる時間的な制約を勘案し、議長の判断により、出席委員の3分の2以上の賛同をもって全会一致の確認を決定することができるものとされております。</p> <p>これは、スケジュールでは、8月28日の第6回協議会に小委員会中間報告、9月25日の第7回協議会に小委員会最終報告をしなければなりませんので、地域自治区の区長の選任等につきましては、前回ご確認いただいたとおり、本日、最終確認をいただきたいと考えております。</p> <p>当初委員会におきましても、この協議会会議運営規程及び申し合わせ事項を準用し、出席委員の3分の2以上の賛同により、全会一致の確認とすることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、5番の地域自治区の区長の選任、順次確認をしまいましたが、挙手によって採決をさせていただきます。</p> <p>区長を――それではちょっとここで暫時休憩をいたしまして、再度また協議していただきたいと思っております。45分から再開します。よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時34分休憩～午前10時45分再開</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開したいと思います。</p> <p>それでは、早速ですが、5番の地域自治区の区長の選任については、挙手によって採決をさせていただきます。</p> <p>特別職として区長を設置することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、区長を設置せず事務所長を置くと、職員を置くとして、賛成される方は挙手をお願いします。（「事務所長ですか」と呼ぶ者あり）はい。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
<p>事務局 委員長 事務局</p>	<p>事務局の方からよろしいでしょうか。</p> <p>事務局、お願いします。</p> <p>ただいまの採決の結果を報告をさせていただきます。</p> <p>まず、特別職の区長を設置するということに賛同される委員の方が9名でございます。それから区長を設置せず事務所長として職員を置くということに賛同される委員の方が2名でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの採決の結果、区長を設置することに賛成の委員が9名ということで、区長を設置せず事務所長を置くことに賛成の議員が2名であります。出席委員の3分の2以上の同意がありましたので、5番の地域自治区の区長の選任については、地域自治区の区長を置くということでさせていただきます。</p>
<p>種子田委員 委員長 種子田委員 委員長 種子田委員 竹之内委員</p>	<p>委員長、その間は任期はどうされます。</p> <p>今から、やっていきますので。</p> <p>2年という私は意見です。</p> <p>はい。</p> <p>都合で4年6年になったらどうするんですか。</p> <p>いやいやそれじゃなくて位置づけ。（「それは」と呼ぶ者あり）（発言する者あ</p>

<p>委員長</p> <p>小島副委員長</p>	<p>り)</p> <p>まあいろいろ意見を先ほどから出していただいたわけではありますが、区長設置についてのご意見が多かったようでありましたが、その中で、任期については今からまだ協議しますが、2年という方の意見も多数あったところでございます。次の項目において、またそれを再度協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それで、6番目の、次の6番の区長の設置期間についてでございますが、これについて、意見を出していただきたいと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいですか。先ほど区長を設置されるという方々のご意見の中で、2年間設置するという意見が多ございました。そして、前回の委員会でも、しばらくの間2年でもいいから、設置してくださいという高原や野尻の委員の方々の希望もありましたので、ここはできれば小林のさっきの意見も踏まえて2年間だけ置くということで、全会一致を見ていただくと本当にありがたいかなと思いましたが。</p> <p>ただいま意見が出ましたが、2年間ということで置いてもらえばということでありました。ほかに野尻さんなり、ありましたら。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、2年間ということで、小委員会としてそういたします。事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいま区長の設置、それから設置期間においてご確認をいただいたところでございますが、これにつきましては、次回、地域自治区の設置に関する協議書にとりまとめをしてまいります。その際の表現といたしまして、基本的には自治法に基づきまして、事務局の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てると。ただし合併の日から2年間に限り、事務所に代えて特別職の区長を置く、というような表現になってくるかと思っておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長 竹之内委員</p>	<p>よろしいでしょうか。ただいまご説明がございました。</p> <p>ちょっとよろしいでしょうか。その場合は、市長は任命する方という考え方でさかね。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>当然、選任についても協議書の中で触れてまいります。今のところ考えておりますのは、須木の協議書でもございますけれども、「区長の選任については、地域協議会、地域の団体、組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する」という書き方で考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、6番につきましては、2年間ということで決めさせていただきます。</p> <p>では、7番目の区長の任期についてでございますが、須木の方は、「区長の任期は2年とする。ただし再任は妨げない」となっております。これについては、いかがでしょうか。（発言する者あり）すみません。もう当然2年間ということで決まりましたので。失礼いたしました。</p> <p>次に、8番目の区長の権限についてでございますが、旧須木につきましては、「区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を統括する」となっております。これについては、ご質問ございませんか。松元委員。</p>
<p>松元委員</p>	<p>私が意見を差し上げても仕方がないのかもしれませんが、5番と8番は連動してまいりますよね。先ほど事務局の方から説明がありましたけれども、どういう特別職の区長なのかという位置づけの中で当然権限等も変わってくるわけですが、先ほどから、先ほどからというか、2回目くらいから、いろいろ議論されてきたように、何が求められているのか、これからの自治に。そこのところしっかり私は文言として入れないと、ここまで議論してきたやつがですね。しっかり文言的に入れないとだめですよ。そうでしょう。妥協案として、役場のいろいろ確保ですけれども、2つとも2年間を置くということですね。で、その2年間置く特別職の区長に、どういう任務を与えるのか。そういうことを今までなかったような形での文言、そういう</p>

赤崎委員	<p>ものでやっぱり委員長はまとめられて入れさせていただくと、再度そのところが見えてくると思いますよね。何が必要なかと、その人の。予算案が何とかという前に、もっと住民のまちづくりにそういう参画をつくっていかうというのが、大きな主眼になっているんですよね。そういうことをうたっていないといけないんじゃないかなと私は思うんですけども。</p> <p>同感です。僕もそういうふうに考えています。合併という大きな出来事に対する住民の大きな期待と喜びの反面、新しい変化に対する不安と動揺は、大きくそれらの旧町の住民の心情的な不安や動揺を解消するための補完役を担う区長としての位置づけが一つ。</p> <p>もう一つは、区長は、市の行政方針に対して、市の市長、合併市長に対して、旧町としての補完的な役割を担って、移行措置をスムーズにするための任務へ当たるといふそういったような補完的な機能、これが一つ。</p> <p>そして、松元委員もおっしゃるように、まちづくり委員会、その辺の協議会の機能の定着、この問題は、予測するに非常に大きな課題がございますし、未知の世界だということは、西岡委員の御指摘のとおりだと思いますね。この辺の組織の機能化に向けてのまさしく相談的な役割も喜々として担ってもらう。そういったような役割としての位置づけていくと。</p> <p>それから、もう一点見落としてならないのは、総務省の自治行政局の趣旨案内の文書で表記されている文言表現、その一部をやっぱり加味しながら文章を詰めていただければ十分だと、そういうふうに考えます。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>区長権限について、その位置づけが必要ではないかということではありますが、これについては、事務局、流れとして須木の例を加えて。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。事務局の方から。</p> <p>全国の地域自治区設置に関する協議書の事例等も調べさせていただいたんですが、まず一点は、必ず入っているものとしまして、区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものということが1点でございます。市や地区内の団体の緊密な連携を図って仕事を進めるといふことのようにございます。</p> <p>それと、あと1点考えておりましたのは、総務省の展開というふうなお話もありましたけれども、区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を生かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申する。以上2点は、今の時点で考えているところでございます。</p>
委員長	<p>ただいま事務局の方から説明がございましたが、この2つのほかに文言を位置づけとして入れるべきじゃないかという意見がありましたら、出していただきたいと思いますが。（「進行」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは、一応そのような形で入れていただきたいと思います。はい。（「もう1点」と呼ぶ者あり）事務局。</p>
事務局	<p>すみません。区長の設置について、2年間ということまで今日ご確認をいただいたわけですが、これまでの協議経過の中で、やはり財政的な議論というのが重点的にされてきたということもございます。それで、通常協議書の中では触れていない場合が多いんですけども、一つ、区長の報酬に関しまして、ただし書を入れたらどうかということでご提案をさせていただきたいと思いますが、読み上げさせていただきますけれども、「区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、特段の配慮をもって、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする」ということで、身分、職責を踏まえた上でやはり財政状況等を勘案して、当然その報酬等審議会に市長が諮った上で、報酬を定めるということではありますが、そういうふうなことを一言入れさせていただいてはどうかと思いますが。</p>
委員長	<p>ただいま事務局の方からございましたが、報酬に関して入れさせていただきたい</p>

<p>委員長</p> <p>南崎企画財政部会長</p>	<p>ということでありましたが、そのような形でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>事務局ありますか。いいですか。はい。（発言する者あり）</p> <p>それでは、続きまして、2番の新市基本計画（第9章）についてを事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、第9章の新市基本計画について説明をさせていただきます。企画財政部会でございます。</p> <p>毎回、委員の皆様の白熱した議論を聞かせていただいておりますが、特に自治区長をどうするかについては、大変熱心な意見のやりとりがなされておりました。今日も大変重みのある意見を拝聴させていただきまして、事務局としても大変身の引き締まる思いがしております。</p> <p>また、発言の際には、枕詞のように、財政的にはとか、財政が厳しいというお一人お一人が、そのような言葉を必ずつけていただいておりますが、このことは、今後の財政事情を委員お一人お一人が真剣に考えていただいている証拠であるということを感じております。市、町の財政を預かっております我々といましては、これ以上にありがたいことはないというふうに考えております。</p> <p>そういった皆様の思いに報いるため、また市民の財政に対する不安を払拭するためには、合併した暁に、財政事情が一步でも半歩でも健全化に向け確実に前進していく、新たな小林市に曙光が見い出せたと実感していただけることであろうというふうに考えております。ですから、策定に当たりましては、そのことを念頭におきながら、真摯にまた健全に取り組みました。</p> <p>まあ松元委員の方から、もっと早く出してほしかったというご意見もございましたが、我々としましては、一刻も早くいたしたかったわけでありましてけれども、何しろ膨大な作業量でございました。ずっと今までもうつこの間まで策定作業に携わっておったわけでございます。</p> <p>詳細については、係長の方から詳しく申し上げますが、私の方から全体的な事項を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、策定に当たりまして、我々が一番悩んだのが、将来の財政運営に、大きく影響を及ぼすであろうと思われる事項の中で、いまだ委員会で審議中のものが多く、決定を見ないまま推計をしなければいけないということでもあります。この委員会でも、区長をどうするかということも今日決定を見たわけでございますので、今日のシミュレーションとしましては、その辺のところを推定して出している。また、議員定数、職員の採用数等もしかりでございます。そういった数値が確定しない中で推計しなければいけないものが多くあったということをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>それから、策定の中で、これだけは必ず守っていかないと考えたことが3つございます。当然といえば当然であります。私は最も大事なことではないかというふうに考えておりますが、その3つとは、1つ目が絶対赤字を出さないということでございます。それから2つ目が今ある基金を減らさない、貯金を減らさないということでございます。それから3つ目が、今以上に起債を増やさない、借金を増やさないということでございます。一見簡単なように思われるかもしれませんが、基金を減らさない、起債を増やさないということは、財政運営の中で携わってきましたが大変非常に難しいことでございます。そのことを念頭に置きながらつくった。この3つを必ず守っていかないとという趣旨でつくったものでございます。</p> <p>それから、推計の手法でございますが、まず歳入を幾ら見込めるのかということを考えました。その辺は大変シビアに推計しました。ここが甘くなりますと、財政悪化にとっては赤字の大きな要因となりますので、慎重に推計いたしました。そして、支出の方は、各事業の積上げ方式ではございません。経常的な経費を綿密に推計をいたしまして、中でも義務的な経費を最重点で計上いたしまして、その残りを</p>
-----------------------------	--

山口財政分科会長	<p>投資的な経費として切り抜けていく手法をとっております。そういった大まかな主案がございますが、細部については、財政分科会長をしております山口のほうから説明をいたします。</p> <p>財政分科会の山口でございます。よろしく申し上げます。それでは、まず推計の方法について説明させていただきます。</p> <p>資料は、小林市の（新市）財政シミュレーションという横長の資料をご覧ください。開けていただきまして、1ページ目に、言葉で推計の方法が歳入歳出書いてあります。2ページ目の方には、それに従って推計した数値がそのように並んでおります。ときどき比べながら説明させていただきます。</p> <p>まず、歳入の推計の方法ですが、市税については、個人市民税については、20歳以上64歳以下人口の増減にあわせて増減率をとっております。たばこ税については、前年度1%減ということで数値をとっております。そうしたときに、市税の小計というところがありますが、平成22年の税収が51億4,900万、これが31年になりますと、右の方にいきますが、右の方の31年の小計が47億7,100万円ということになります。</p> <p>主なものだけ説明させていただきますが、歳入の中の地方交付税の普通交付税ですが、普通交付税につきましては、公債費算入以外の部分について、前年度比1.25%で減額をしました。そして、平成27年度からは、合併算定替によって段階的に落ちていきますので、0.9%、マイナス1.8%が3年、激変緩和で5年間段階的に落ちてきたと。そして、国からの支援措置ということで、臨時的経費に係る財政措置を加味ということで4億6,000万の普通交付税の増額分を見ております。特別交付税につきましては、前年比1%減で31年まで推計しております。</p> <p>そうしたときに、地方交付税の平成22年度の小計ですが、110億5,200万が、横の方にずっと見ていただいて、平成31年で91億になると推計をしております。国庫支出金については、生保、児童、老人負担金分については、扶助費増額分の50%を算入して財源として見ております。</p> <p>普建、災害負担金につきましては、最終的に投資経費をとりますので、その財源分を算入する形をとっております。</p> <p>そして、その下の県支出金ですが、県支出金については、同じく扶助費の増額分の15%の財源で見ることにしております。</p> <p>県支出金の委託金その他ですが、合併の補助金として、県補助金がありますので、3億円を加算しております。</p> <p>歳入の諸収入——諸収入につきましては、前年同額でずっと推計をしておりますが、22年のみ高原、野尻の退職手当の積立金が総合事務組合より返ってきますので、7億5,200万円を歳入として加味して計上しております。</p> <p>地方債につきましては、臨時財政対策債については一定額で推計をしております。</p> <p>そのほか合併特例債は、毎年度5億円の総額30億円で推計しております。</p> <p>合併推進債につきましては、10年間の5億円、50億ということで推計をしております。</p> <p>そしてさらに、通常債ですが、それ以外の起債について15億円を3カ年、その後12億円を3カ年、そしてさらに10億円を3カ年として、31年は約8億円というふうに起債の額を見ております。</p> <p>続きまして、歳出ですが、歳出については、このページの下段にあります。まず人件費については、推計の方法を職員給、退職金その他というふうに分けて推計をしました。人件費につきましては、職員の人数の設定をまずしました。推計方法として、3市町が合併したときに類似団体という方法がありますが、類似団体指数でいくと、2の0（Ⅱ－0）という形になりまして、全国的この2の0（Ⅱ－0）の団体の職員数の平均が出ております。それを見ますと、人口</p>
----------	--

1,000人当たり8.41人ということでございますので、それに31年の人口をかけまして、職員数を443人と設定しました。

そういうふうに見ていきますと、平成20年度の職員数が557人ですので、およそ2分の1対応を31年まで続けていくと、職員数が443人ということになります。この職員数に平均給与をかけて職員給を算出しました。職員については、定年退職者がわかっておりますので、退職者に退職、平均退職に分けて推計しております。その他の部分については、それ以外の人件費がありますが、特別職の減として、まず6人を減らしました。そして、先ほど決定しましたが、この推計上でも高原、野尻の区長さん分2人、これを2、3年、22年、23年はみて推計をしております。

議員定数については、まだ決定しておりませんが、推計上、値を決める必要がありますので、今のところ平成22年度の1カ年についてについて35人、その後定数の30人で推計しております。

そうしたときに、人件費の平成22年度の総額が、上から2段目なんですけど、45億6,300万、それが右の方にいきまして、平成31年度については39億1,600万というふうになります。

扶助費については、高齢者人口の伸び率の2分の1で増加をさせております。

公債費につきましては、償還分と新規発行分の元利償還分として計上しております。推計としては、3年据え置き15年償還と、利率1.8%で見えております。

物件費につきましては、平成22年から26年までは、前年度比2%減、それ以降は前年度1%減で推計しております。

維持補修費については、毎年度1%増ということで31年度まで推計しております。

補助金については、中身をその他、うち企業、うち一組ということで、3つのに分けています。うちその他については、平成24年度まで毎年2%減で推計しております。うち企業については、小林と高原の病院分の繰出金分ですが、小林、高原ともに推計をしておりますので、その分の合算分を計上しました。うち一組については、人件費の推計によって若干変動しますので、その分を加味して推計をしております。

繰出金については、前年度比1%増ということで31年度まで推計してまいりました。積立金については、土地改良基金、西諸畑かんの償還に対する積立分は、この中で見ております。そして、22年度分に、先ほどの退職手当の返還分がありますので、7億5,200万円を歳入でなくして、ここに積み立てるという形で出しております。

そして最後に、歳入歳出の差引きがとれる普通建設事業費ということで、通常債から逆算した形で投資的経費を出しております。投資的経費については、平成22年度が、下から2番目ですが、39億1,700万、31年度になりますと20億6,700万円ということになります。

以上が推計の方法ですが、その一番下に歳入－歳出合計ということで、平成22年が1億2,900万6,000円ということですが、今の形では、歳入歳出を推計しただけですので、歳入歳出の総額が出ていません。ここを合わせるために、平成22年の1億2,900万からずっと横に見ていきますと、平成24年は1億5,200万ということで、22年から31年度まですべて足しますと、右下に括弧で書いてありますけれども、22から31年度計1億2,052万5,000円ということで、10年トータルで見るとこのような形にはなっております。

次のページをご覧ください。4ページ目の縦書きのところですが、以上のように推計した数値を100万単位の数字にして歳入と歳出で並べています。

その歳出の下の方に、差し引き（歳入－歳出）とありますが、ここの数字が今説明した歳入歳出のもともとの数字であります。ここをならすために括弧書きで書い



てありますが、154、差し引き歳入－歳出、結果がプラスの場合は積立金に加算ということで、余ったお金を積み立てるというふうにして歳入歳出を合わせております。マイナスの場合は、その積み立てた分の後年度取り崩しというふうな形で、歳入を見て歳入歳出を合わせております。そうしたときに、平成22年度の予算規模というか、歳入歳出トータルがそれぞれ277億2,300万、31年度でみたときが235億2,200万ということで推計をしております。

一番下になりますが、合併による削減の効果を一番下のところを出しております。人件費、物件費、補助金、それぞれの21年度から31年度までの差額分を合計しますと、右の方に黒い四角で括弧書きしてありますが、人件費については62億8,000万円。物件費については25億8,700万、補助費等については3億7,000円ということで、合併による削減効果をここで合計しております。

この推計を踏まえて、次は、新市基本計画の最終章という資料をご覧ください。以上の推計経過を踏まえて、基本計画（第9章）ではこの形で提案させていただきます。開いていただいて右側の1ページ目ですが、第9章、財政計画、策定の趣旨ということで、財政計画は新市基本計画に定められた施策を計画的に推進するため、財政運営の指針として長期的展望に立ちつつ……（発言する者あり）（「よろしいですか。この方針です」「はい」と呼ぶ者あり）続けますが、財政運営を行うことを基本として策定するものです、というふうに書いてあります。策定期間は、平成22年から31年までの10年間、策定方法については、19年度決算分や20年度予算額等をもとに、人口推移などに基づく推計のほか投資的経費を見込み、国・県による財政支援措置、合併に伴う経費削減効果などを反映させ、普通会計ベースで策定をしております。

その下の歳入歳出についての考え方ですが、①国・県の財政支援制度の利活用ということで、合併推進債の活用を見込みました。また、合併に対する県からの財政支援については、全額を見込みましたというふうにしております。

②の地方税については、人口推移を踏まえて推計をしております。

③の地方交付税については、31年度まで毎年度で1%減額を見込み、その上で地方債償還額の交付税算入について推計しましたというふうに書いてあります。

④の国庫支出金、県支出金については、扶助費の増加分を加味するとともに、投資的経費の財源分を見込んで推計しました。

⑤の地方債については、合併推進債については50億円を見込みました。通常債については、投資的経費の見込みを踏まえて推計をしました。歳出については、人件費、合併による特別職、議会議員定数及び一般行政職の削減効果を見込んで推計しました。そういうふうにしております。

②の扶助です。扶助費については、将来の人口を見込んで推計をしております。

③の公債費、公債費については、19年度までの償還予定額に、20年度以降の発行予定に伴う元利償還金を加えて推計しております。

物件費については、事務経費の削減効果を見込んで推計をしました。

⑤補助費等については、同じく合併による行財政の効率化に伴う削減効果を見込んで推計をしております。

⑥繰出金については、毎年度1.0%増ということで推計をしております。

⑦投資的経費については、実施可能な事業費を見込んで推計をしております。

3ページ目をお願いいたします。合併に関する財政支援ということで、合併に対して国・県から県の財政支援が受けられるというふうに3つ書いております。地方交付税の特例措置、合併算定替ということで、地方交付税は、合併すると合併前に比べて減少するのが一般的です。しかし、合併算定替という措置によって、合併後5年間は、1市2町の合併がなかったものと想定して、算出した額の合計、その後は、激変緩和により段階的に、とあります。

（2）合併直後の臨時的経費にかかる財政措置、合併直後の臨時的経費に対して、5年間で、約4億6,000万円が交付されるということで、普通交付税に算

入します。

(3) 県補助金、合併支援交付金として3年間で3億円が交付される。

4ページ目をご覧ください。合併による削減効果を書いております。(1) 人件費、合併による特別職(人減)とありますが、ここがまだ決定しておりませんが、先ほど決まりましたので、4人減というふうに入れかえたいと思っております。議会議員についても決定がされておきませんので、決定した段階でその空白の部分埋めまして、それ以降は法定数とする、ということです。及び一般行政職、10年間段階的に削減し、10年間102人減の削減効果を見ます。人件費全体の削減額は10年間累計別で63億減となります。

(2) 物件費、物件費の削減効果として、22年度から26年度まで毎年度2%減、以後5年間は1%で見込んでおります。累計で約26億の削減というふうになっております。

(3) 補助費等ですが、補助費等の削減効果として、一部事務組合負担金等を除き、22年から24年まで、毎年度2%減で見込んでおります。累計で約4億円の削減というふうを書いておきまして、右の方には、先ほどの100万単位の歳入に対しての計画表を載せております。

以上が、第9章の積算と説明になります。

今が9章までの説明なんですけど、あと合併した場合としない場合の2つもつくっておりますので、その分も続いて説明いたします。(「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり)

今のは合併した場合の推計ですが、合併した場合としない場合を比較するための表をつくっております。先ほどの小林市新市財政シミュレーションの5ページと6ページ、これが合併した場合の投資余力の推計ということで、先ほどの最終的な投資余力を載せた計画表ですが、ここにあるのは、歳入と歳出を推計しまして、最終的な投資の額をとっておりません。したがって、歳入歳出後、余ったお金でその差し引きが投資に回って出る金です。投資的な投資余力ということで6ページ目の一番下、歳出になるそうですが、投資余力ということで、その下が主に出ております。合併した場合でいきますと、平成22年度、一番下が、投資余力が8億3,500万、右のほうをずっと見ていきますと、31年度が6億7,700万ということで、右下に括弧で書いてありますが、平成22年から31年度の投資余力の合計が91億199万9,000円ということになります。

これと対比する表として、もう一つ、3市町合計の(非合併)財政シミュレーションというのをご覧ください。開けていただきますと、これは、合併しなかった場合のそれぞれ3市町の推計を合計を若干変えて推計したものを合計した分になります。これは合併しなかった場合については投資の経費は出ておりませんが、投資の余力としては、平成22年の同じく一番下、投資の余力、ここが歳入歳出の差し引きなんですけど、4億5,800万。ずっと見ていただきますと、平成31年で3億7,200万ということで、10年間のトータルとして54億3,200万ということになります。この合併した場合としない場合の推計が、どこが違うかということ、大きなものとしては、それぞれ推計の方法が書いてありますが、両方見ていただいて、まず歳入の方ですが、歳入の地方交付税、普通交付税につきましては、合併の場合は、激変緩和がありますので、その分で歳入を推計しております。また臨時的経費に係る普通交付税措置ということで4億6,000万を足す形で推計しております。

県支出金につきましても、合併すると、県補助3億がありますので、この分が加味して推計をしております。

歳出のほうにつきましても、合併の場合は、退職者の2分の1採用ということで、平成31年度まで職員を減らす計画ですが、合併しない場合は、職員数をここまで減らすことはできませんので、平成26年度まで退職者の2分の1の採用ということで、約半分の削減効果を見ているということです。

それと、人件費のその他につきましても、合併した場合は、特別職の減と議員定数の減が見込めますが、合併しない場合については、その分の減を見ておりません。

それと、物件費については、合併した場合は、前年度比2%減とその後1%減というふうに推計しましたが、単独の場合でいきますと、その約半分、26年度まで1%減、その後0.5%減というふうに推計をしました。

先ほども言いましたけれども、投資余力の比較としては、右下のそれぞれの括弧の中ですが、合併した場合が91億ということです。合併しない場合は54億3,200万ということで、この差が合併した場合としない場合を差ということで推計をしております。

以上が合併した場合としない場合の推計の比較ですが、最後にもう一つ、小林市・高原町・野尻町合併に関する財政シミュレーションという縦書きのやつをご覧ください。今まで説明したようなことを、その冊子でまとめて書いておりますので、主なところだけ説明をいたします。

開けていただいて1ページ目ですが、一番上の1市2町が今後とも合併せずに現状のまま行政体を維持していった場合のケースと、1市2町が合併した場合のケースについてシミュレーションをしましたというふうにあります。シミュレーションの考え方として、合併した場合としない場合、歳入や歳出に対するいくつかの仮定のもとにシミュレーションを行って、合併後10年間の歳入、歳出について分析をしました。

2ページ目の一番上になりますが、財政シミュレーションの手順として、非合併と合併の各々のケースについて投資余力を求めました、というふうに書いております。投資余力の試算ということで投資余力の説明がここには書いてありますが、歳入総額から、投資的経費に係る歳入の額を除いたものを歳入の総額(A)、歳出の総額から投資的経費を除いたいわゆる義務的な経費を求め、これを歳出(B)としております。そして、投資余力は、 $A - B$ ということで、投資的経費に充てることのできる一般財源分であります。これは今投資余力について説明したところ、2ページ目の一番下について、二重の括弧で囲ってありますが、非合併の場合は、投資余力の試算のみ行っております。合併の場合につきましては、先ほど説明しましたが、投資余力の試算と、投資余力経費の試算、この2つを推計をしております。

開けていただいて3ページ目ですが、ここには文書で歳入項目の推計条件ということで、①合併した場合、しなかった場合、共通の歳入項目の推計の条件。その下に合併した場合としない場合の条件が異なる場合の歳入項目、ということそれぞれ挙げております。

4ページ目には、同じく歳出の場合の合併した場合としない場合共通の項目、②は、した場合としない場合の条件が異なる項目ということでそれぞれ書いております。主に違いは先ほど説明しました、条件の項目が違うところであります。

開けていただいて5ページ目をお願いします。4の財政シミュレーションの結果ということで、(1)になりますが、非合併と合併における投資余力の比較。非合併と合併について投資余力の推移を見ると、次ページに示すように、合併の場合が非合併を大きく上回って推移をしております、と書いてありまして、その四角に、非合併の場合が合計54億3,300万円、合併の場合は91億200万。

右のほうには、その投資余力の2つのグラフが書いております。平成22年から平成31年まで、非合併と合併した場合の余力の比較がそこに棒グラフとして挙げてあります。

7ページ目をお願いいたします。①合併による歳出の削減効果として、先ほども説明しましたが、人件費の削減、職員の採用予定が、退職者の2分の1と仮定します。人件費の削減額としては、特別職、議員、行政委員。行政委員はその他の非常

	<p>勤特別職ということですが、その削減効果が見込まれますので、10年度累計で62億8,000万、物件費の効果として、10年度の累計で、一番右の欄ですが、25億8,700万、補助費等の削減効果として、10年度累計で、一番右の3億7,000万。</p> <p>8ページ目には、歳入面の加算効果として、交付税措置の4億6,000万と、県補助金、合併支援交付金の3億、計7億6,000万円が受けられます、というふうになっております。</p> <p>最後の9ページ目でございます。ここには、合併した場合の投資的経費がどれくらいとれるかというのを棒グラフで示したものであります。投資的経費は合併の場合は10年間で310億円、年平均31億円ということになります。平成22年が39億2,000万、それからどんどん落ちていきますが、31年で20億7,000万というふうになります。最後に投資的経費の累計として、一番右下が10年間分で312億700万というふうに書いております。</p> <p>以上で、説明を。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま説明がありましたが、本日は提案のみということで、次回協議、確認ということですので、ご質疑があればお出しいただきたいと思っております。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長 松元委員 委員長 松元委員</p>	<p>質疑もないようでありますので、ありますか。いいですか。</p> <p>一つだけいいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ちょっと質問したいと思っております。今年度からは、連結決算ですけれども、そういうものがあって、そういうものが示されたほうがいいのかないかなという気がします。</p>
<p>委員長 山口財政分科会長</p>	<p>はい。</p> <p>特別会計すべてを含んで推計するの理想的なんでしょうが、それはちょっとあまりに膨大な数値になってまいりますので、一般会計に推計をしまして、そして特別会計に関しては、繰出金とか、補助金とか、そういうふうにしかならないんですけども。</p>
<p>南崎企画財政部会長</p>	<p>ちょっと補足をさせていただきますが、一番最初に冒頭申しましたように、事業積上げ方式ではないということなんですけれども、結局、投資的経費の今いろんな事業がありまして実施計画を立てているわけですね。何年度にはどうするこうすると。そういうことを全部やっていけて、そのとおりに歳入歳出がその時々々に起債を借りなければいけないこともありますし、基金を崩さないといけないこともあるかもしれませんが、それが財政シミュレーションで今後どう運営していったらいいのかと。いわゆる羅針盤を示したというふうに思っていたきたいと思います。</p> <p>そして、このとおりにいけば赤字が出なくて、基金を崩さなくて、借金も増やさなくて済みますよと。ですから、今ある実施計画をすべてそのとおりにやっていると、なかなかこの計画どおりにはいきません。ですから、特別会計も例えば公共下水道事業とか、農集とかいろいろな特別会計があるわけですが、その計画もこれに沿ってどのくらいできるのか、その辺のところを見ながら、特別会計の方にも影響を及ぼしていきたいというふうに我々は思っています。ですから、逆じゃなくて、こっちの方をまず基礎を固めてやっていくというふうにお考えいただきたいと思っております。</p>
<p>松元委員 委員長</p>	<p>具体的には次回ですね。質問を。</p> <p>次回ですね、次回にまた協議については。ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、質疑もないようでありますので、新市基本計画（第9章）については、次回に協議、確認をいただくということよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、次回までに、質問等をまとめていただきたいと思っております。</p> <p>次に、3番目の次回の検討事項について、事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>先ほど地域自治区の関係につきましては、協議を終えていただきましたので、次回の検討事項につきましては、小委員会資料の6ページの方に、協議事項(3)として掲げておりますが、今まで協議いただいた内容を地域自治区の設置に関する協議書(案)として取りまとめをさせていただきたいと考えております。</p> <p>これについて提案をさせていただいて協議・確認をいただくと。基本的には、今までの協議内容をまとめたものということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>そして2番目に、新市基本計画(第9章)、先ほどご提案をしていただきましたが、これについての協議・確認をしていただきたいと思いますと考えております。そして、基本計画素案全体の協議が終わりますので、素案としての修正箇所等を含めた最終確認までお願いしてまいります。</p> <p>なお、関連いたしまして、先ほど委員長の方からもございましたように、8月28日の第6回協議会で当小委員会の中間報告をさせていただきたいと考えております。今、とりまとめ作業をしておりますが、本日の小委員会での確認事項までを含めて報告をさせていただきたいと考えておりますので、本日8月28日の協議会資料を、既にお手元に封筒に入れてお配りしておりますが、その中には項目だけは書いてございますけれども、中間報告書については、現在とりまとめをしているという状況でございます。まとめ次第、委員の皆様方には、お送りさせていただいてご確認をいただきたいと思いますと考えております。その関係で、28日の協議会の直前になる可能性がございますので、その点をご了解をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいま事務局の方から説明がございましたら、何かご質問は、ご意見はありませんか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ご質疑もないようですので、本日の協議につきましては、以上で終わらせていただきます。議長の座をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>入佐委員長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、確認事項として事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>資料の6ページでございますが、確認事項ということで第8回の小委員会の開催、第8回ですね。これは来週でございますが、8月28日木曜日、午前9時30分よりほほえみ館の方で。</p> <p>それで、その下にございます第9回ということでは、前回の小委員会のときに9月25日の木曜日ということで提案をさせていただいておりましたが、議会等の関係等もございまして、大変恐縮でございますが、9月18日の木曜日の午後6時から、ここ小林市役所4階大会議室のほうで開催させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
竹之内委員 事務局 委員長	<p>夜ですか。</p> <p>夜です。</p> <p>夜の6時ということで、議会の会期中でありますので、ご協力をよろしくお願ひします。</p>
竹之内委員	<p>あんまり日程を変えてもらうと、計画が入っていますから、なるべく早目にお願いいたします。ちよくちよく変わると、日程が組めないものがあるもんですから、お願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>すみません。よろしくお願ひします。</p> <p>では、本日の予定でございますが、なお午後1時30分からは、中央公民館のほうで協議会が開催されます。お弁当は中央公民館、協議会会場のほうで準備いたしておりますのでご移動をお願いしたいと思います。名札と名前とプレート、名札につきましてもここに置いておいていただければ、事務局のほうで移動させたいと思っております。</p> <p>以上で小委員会のほうを終わりたいと思っております。ありがとうございました。お疲</p>

	れ様でした。（「どうもお疲れでした」と呼ぶ者あり） 午前11時45分閉会
--	---

会議録署名委員 坂下 実千代

会議録署名委員 入佐 廣登